

## 横浜市公立大学法人評価委員会による 中期目標期間の終了時の検討についての意見（案）

地方独立行政法人法第 31 条に基づく法人の中期目標期間の終了時における当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討については、横浜市公立大学法人評価委員会（以下、評価委員会という）としては次のとおり意見を述べることとする。

ついては、設立団体において、法人が引き続きその業務を継続することを適当と認めるとともに、本意見で指摘する内容を、当該法人にかかる第 2 期中期目標に適切に反映するよう所要の措置を講じられたい。なお、法人においても、本意見の趣旨を踏まえ、今後法人経営の一層の改善充実に取り組むよう、法人に通知されたい。

参考：地方独立行政法人法

第三十一条（中期目標の期間の終了時の検討）

設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 1 検討の経緯及び今後の進め方

#### （1）検討の経緯

		説明
7～8 月	業務継続の必要性検討	中間評価や大学認証評価等から、業務継続の必要性を検討した。
	組織及び業務全般の見直し	中間評価、年度評価指摘事項のうち第 1 期期間中に改善できなかった事項を中心に、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討事項を抽出した。
	意見（案）作成	検討の結果をもとに、当委員会としての意見（案）を作成した。

#### （2）今後の進め方

8 月下旬	評価委員会意見の決定	当委員会の意見（案）を評価委員会にはかり、意見を決定する。
9 月	目標への反映・法人通知	当委員会の意見の内容を第 2 期中期目標に反映するとともに、設立団体は法人に通知することを要請する。

### 2 公立大学法人横浜市立大学の業務継続の必要性の検討

公立大学法人横浜市立大学（以下、法人）は、平成 17 年 4 月から地方独立行政法人法に基づく自主・自律性を持つ法人として、設立団体が示した中期目標「市が有する意義ある大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること。更には、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学となること。」の実現を目指し、「教育重視、学生中心、地域貢献」の理念を掲げ、理事長・学長のリーダーシップの下、

法人化以前とは異なる様々な取組を意欲的に進めてきた。

法人化以降の取組については、評価委員会による中間評価、各年度の業務実績評価、また独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けているが、これらの評価を踏まえつつ、設立団体として引き続き大学を有する意義の有無を再確認し、法人の業務を継続させる必要性を検討した。

### ①評価委員会による中間評価及びその後の改善取組

平成 20 年度に評価委員会において、公立大学法人としての第 1 期中期目標期間（平成 17～22 年度の 6 年間）の上半期 3 年間で終了したことを踏まえ、法人のこれまでの取組に対する自己点検・自己評価等をもとに、専門的、総合的な視点により中間評価を実施した。

中間評価では、「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいると認められる。」とし、法人全体として中期目標・計画の達成、即ち横浜市が有する意義ある大学としての取組が積極的に進められていると評価する一方、地域貢献や国際化といった横浜市立大学の特徴をより明確に示すべきいくつかの取組に関して、「全体的には中期目標・中期計画の達成に向けてやや遅れがあると認められる。市民に支えられた大学として、中期計画の達成に向けて、さらなる積極的な取組を期待したい。」とした。

この指摘を受けて、法人は、地域貢献においては、地域貢献センターの設立や横浜市の政策との連携を積極的に進め、国際化に関しても「国際化に関するミッションステートメント」を策定し、戦略的に国際化に向けた取組を推進すること等の措置を講じた。平成 21 年度の業務実績評価においては、地域貢献センター都市政策部門の取組の一層の具体的な推進やミッションステートメントに掲げられた取組の更なる重点化の必要性など、一部において取組の遅れが見られるものの、概ね順調に取組が進められているとの評価をしており、現時点では概ね中期目標を達成できるものと考えている。

### ②大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価

法人においては、平成 21 年度に大学機関別認証評価を受審した。本評価は主に大学における教育・研究に関する評価を行うことを目的とするものであり、評価委員会が中期目標期間終了時に総合評価を実施する際は本評価結果を尊重することとされている。

大学機関別認証評価においては、教員の体制・職階や管理運営の面で一部指摘事項はあったものの「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と評価された。

### ③その他横浜市政策との関連

横浜市の政策に関連して、法人では、医学部定員増、救急医学に関する新たな教室の整備、市域・県域医療機関への医師派遣、地域まちづくりの支援（例：区役所と連携した地域コミュニティ形成）や、横浜都心臨海部の将来像の検討に際しての横浜市への提言など、都市問題解決に向けた活動を積極的に行なっている。

さらに附属 2 病院については、附属病院においては、特定機能病院の承認を受けていることに加え、がん診療連携拠点病院の指定や神奈川県エイズ治療の中核拠点病院の選定を受けていること、またセンター病院においては、高度救命救急センターの承認を受けていることに加え、神奈川県精神科救急、周産期救急の基幹施設の指定を受けていることなど、本市および神奈川県医療政策上、重要な役割を果たす病院として位置付けられている。

### 3 業務を継続させる必要性についての意見

上記①のとおり、概ね中期目標の達成が見込まれること、また②のとおり大学評価基準を満たしていること、また③に掲げるとおり法人の実施する業務が横浜市の政策において極めて重要な役割を担っていると認められること等を総合し、市が有する意義ある大学として、引き続き横浜市との連携の下、法人がその業務を継続することが妥当と考える。

### 4 組織及び業務の見直し

評価委員会として、法人の業務継続は妥当と考えるが、組織及び業務全般において、特に更なる改善や社会経済状況の変化への対応が求められる以下の事項について、所要の取組が進められるべきと考える。

指摘事項	指摘内容
アドミッション・カリキュラム・ディプロマポリシー	教育内容の根幹となるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの総合的な整備・改善をさらに進めること。
キャリア教育	在学の全期間・全活動にわたるキャリア教育を充実し、学生の的確なキャリア形成により積極的に取り組むこと。
研究院	第1期中期目標・計画期間で想定した機能を十分に発揮しえておらず、また大学機関別認証評価においても同様に指摘されていることを踏まえ、研究院の全体像の明確化・実質化を進めること。
生命科学分野の再編	第1期中期目標・計画期間において再編を目指すこととしていたが、検討が遅れており、早急に具体化を図ること。
地域貢献	地域貢献センター都市政策部門における横浜市の政策と関連する実践的課題への取組など、より具体的な取組を推進すること。
国際化	国際化に関するミッションステートメントに掲げられている課題は極めて多岐にわたっており、今後戦略課題の絞り込みや推進体制についての更なる工夫を検討すること。 また、横浜市政策と連携した多文化共生の推進に努めるとともに、学位の質の向上を図りつつ、留学生・海外派遣学生数の増加に努めること。
看護師確保策の充実	医学部看護学科卒業生の附属2病院への就職率が低下していることから、その原因解明と対応を図ること。また、附属病院において十分な看護師の確保にさらに努力すること。
理事長・学長のガバナンスの強化・コンプライアンスの推進	第1期中期目標・計画期間中に発生した不祥事の反省に立って、ガバナンスの強化、コンプライアンスの推進に向け、さらなる組織的な仕組みづくり、システム的対応を進めること。
卒業生、一般からの寄附金	寄附金について、極めて少ない水準にとどまっており、その増加に向けて、広報の充実など組織的な取組を進めること。
教員の意欲向上のための総合的な処遇の確立	教員の一層の意欲向上に資するためのテニユア及びサバティカル制度を含む総合的な教員処遇制度を確立すること。
計画的な経営の推進	年度当初の明確な見通しのもとに収支計画、資金計画、人員配置計画等を立案しその確実な実施に努めるとともに、その状況の的確なフォローアップに基づく速やかな対応を進めること。